



## 学校を支援する方々をご紹介します！

小中学校が抱える問題は、不登校等を含め年々複雑化しております。校内だけでは対応が難しいと思われる問題も増加している傾向にあります。千葉県もそれらの問題に対し関係機関との連携や各種方策をもって対応しているところです。今回は、各種学校支援の内容と要請の流れについてお伝えしますので、ぜひご活用ください。

### (訪問相談担当教員)

千葉県では地区不登校等対策拠点校を設置しています。南房総教育事務所管内では、市原地区（双葉中学校）、君津地区（高柳小学校）、安房地区（北条小学校）の3校が拠点校となっており、それぞれ1名ずつ訪問相談担当教員が在籍しております。主な活動としては

- 不登校、長期欠席児童生徒についての先生方との相談
- 訪問相談担当教員（第三者的立場）としての家庭訪問による直接的支援・援助
- 校内不登校児童生徒支援教室等への支援・援助 等です。

### (スクールソーシャルワーカー(以下SSW))

スクールカウンセラーが児童生徒の心の問題に対応するのに対し、SSWは主に児童生徒を取り巻く環境に対して働きかける役割（福祉の観点からの支援）を担います。教育事務所管内では、上記地区不登校等対策拠点校3校に加え、君津地区の富津中学校（君津・富津を担当、高柳小学校在籍SSWが袖ヶ浦・木更津を担当）の4校がSSWの拠点校となっており、それぞれ1名ずつ配置されています。また、9月より事務所に1名（主に虐待案件に対応）新たに配置されました。主な活動は

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- 校内におけるチーム体制の構築・支援
- 保護者、教職員等を対象とした支援・相談・情報提供および教職員等への研修活動 等です。

### (スクールロイヤー(以下SL))

児童生徒を取り巻く問題に対し、法的側面から助言を行う弁護士です。千葉県弁護士会の推薦を受けた弁護士が南房総教育事務所に4名登録されています。主な活動は

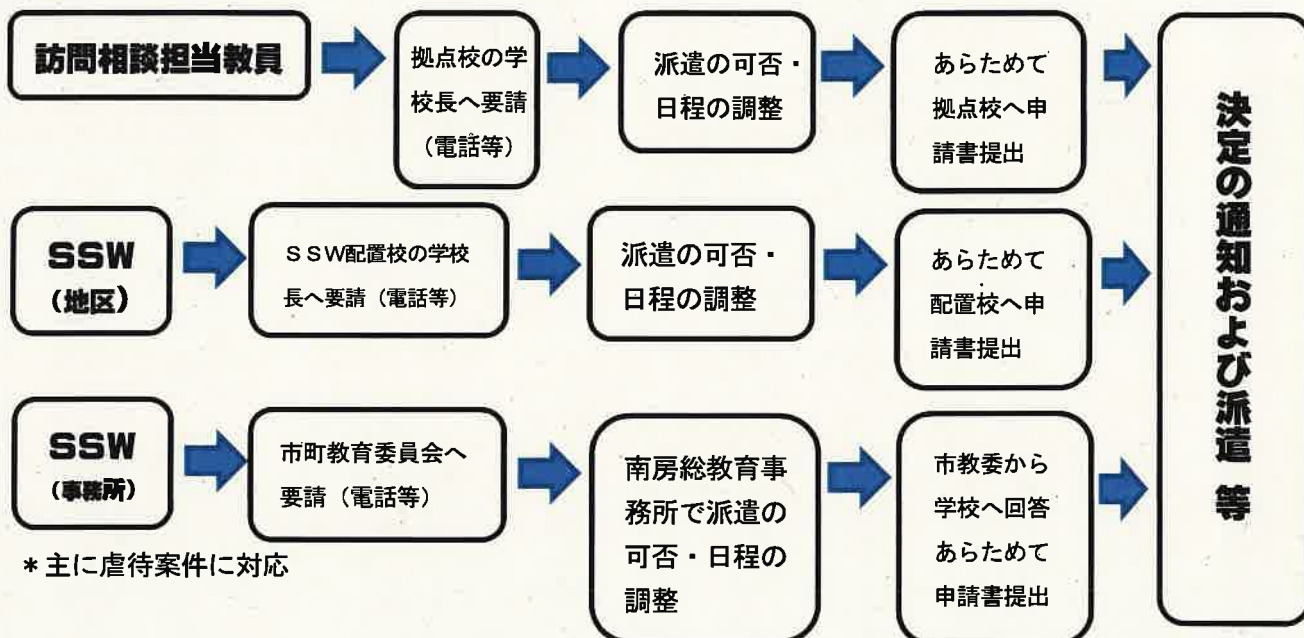
- 学校の対応についての法に基づく助言
- （訴訟に発展するか否かによらず）事案発生後の早期および継続的な助言
- 児童生徒へ自他の人権を守ることに関する講演会の実施（学校訪問） 等です。

## (不登校対策支援チーム)

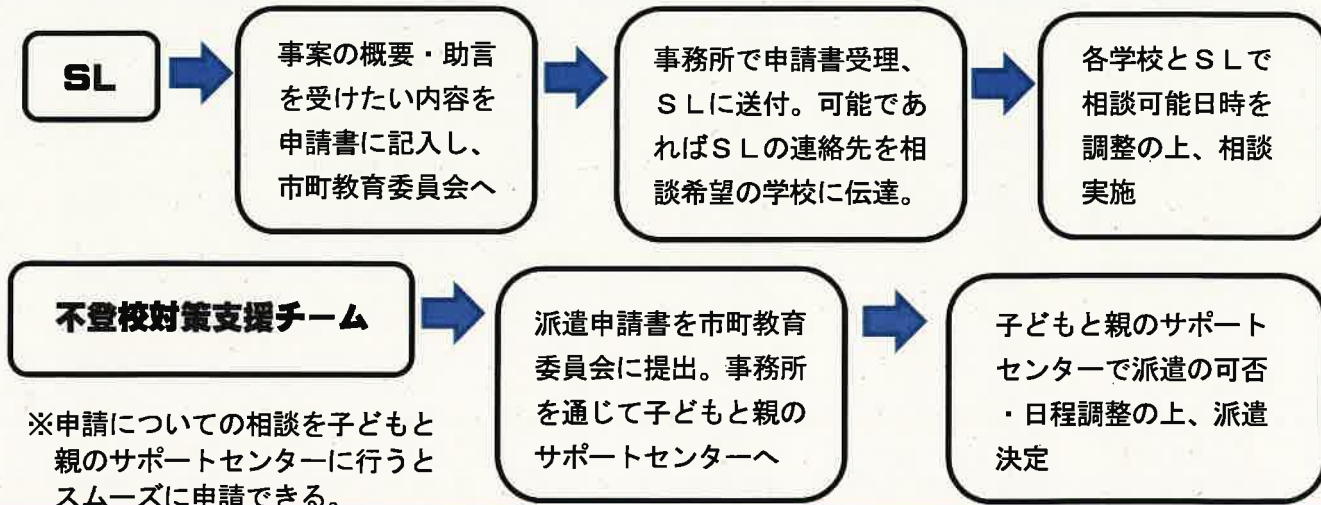
不登校対策のために福祉や心理、教育相談等、各種専門性を有した方々で構成されたチームです。県で子どもと親のサポートセンターに平成30年度から設置しています。主な活動は

- 解消が困難なケースに関する情報収集、支援体制の検討および助言・支援・指導
- 不登校の未然防止、初期対応、自立支援に向けた支援体制への助言・指導
- 各学校、市町教委主催の長欠会議等への参加 等です。

## 【要請の流れ】



(注) SSWの活動が緊急性を要していた場合(活動が先行した場合)、申請書は後日提出する場合がある。



### (要請にあたっての注意点)

- ・SSWは単独での家庭訪問が原則できないことになっております。家庭訪問の必要性が生じた場合は各学校職員との連携が必要になることをご理解ください。
- ・SLが直接児童生徒や保護者に対応することはできません。助言をいただく形での相談となります。
- ・各種申請用紙についてはそれぞれの活動ごとの要項をご確認ください。(文責：生徒指導班)